

平成30年北海道胆振東部地震について

(1回目)

この度の平成30年北海道胆振東部地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。そして1日も早い復旧と皆様のご健康を心よりお祈りいたします。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

質問の順番を変えさせていただき、まず、「平成30年北海道胆振東部地震について」から質問させていただきます。

先日9月6日3時7分に、胆振地方中東部を震源として発生した、震度階級で最も高い震度7は、北海道では初めて観測されました。そしてこの旭川市でも震度4が観測されました。

直後に停電となり窓を開けて近所を確認すると、近所の家や街灯などの電気は消え、真っ暗な暗黒の世界となっていました。その後、スマホで状況を調べ、5時以降は車のエンジンをかけ、車のテレビで情報を得ながら、車でスマホを充電していました。その後、家に入ると、女房の携帯に学校が休校という連絡が入りました。女房を仕事に送るのに車で送りましたが、信号が点いていない異様な道路を走るの恐怖を感じました。私は子どもと留守番をすることにして、スマホやタブレットでテレビを見ていました。8時30分過ぎたころから、いろいろな方々からラインやメッセージ、直接電話をかけてくる人もあり、様々な偽情報が飛び交い始めました。

まずは断水のこと、ある党の関係事務所からも発信され、「自民党も早くライフラインに関する情報を流せ」と電話が来て怒鳴られましたが、その前に水道事業管理者などから話を聞いていたので、「その様な事はないので安心して下さい。」と伝えました。ある町内ではSNSを見た町内会長が、断水になることを回覧板で伝え、町内の方々が湯船などに水をためたという話を聞きました。

幸い市内は高層マンションや郊外等の一部を除き、大規模断水は避けることができましたが、仮に断水になっていたら、もっと大きな混乱が生じていたものと思います。

そのようなことから、まず、水道についてお伺いします。
初めに、水道局では、断水の誤情報がSNS等で拡散した原因をどのように捉えているのかお答え願います。

結果として、断水の誤情報により、各家庭による水の溜め込みで一時的に給水量が増加したようですが、どれくらいの水が使用され、それがその後の水の供給にどのように影響したのかお答え願います。

そのように給水量が急激に増え、支障がでるような事態を防ぐためにも、災害時において市民の混乱を防ぐための的確な情報提供が必要と考えますが、水道局のお考えをお聞かせ願います。

今回の災害情報に関する誤情報・偽情報は断水に限ったことではありません。NTT関係者から聞いた、ほくでん関係者から聞いた、消防関係者から聞いたなど、偽情報が次から次へと出てきました。ネットを見ていると「災害時のデマに振り回されないための情報収集術」というのがあり、災害時にはデマが広まりやすいことを認識し、情報の真偽を確認する癖をつける。SNS上で情報を得る場合は、その入手先を絞ったほうがいい。たとえば、政府や自治体などがツイッターやフェイスブックで発信している情報は、信頼性が高い。自分の住む地域の情報は、その自治体などの公式アカウントから得るといいだろう。という事でした。

今回分かったのは、旭川市もフェイスブックやツイッターを行っているのですが、旭川市や水道局、旭川市防災などバラバラに情報を提供していたことから、災害時の情報は旭川市が代表で一元管理することも必要ではないかと思えます。そこでお伺いします。

まず、現状の確認ですが、今現在旭川市には、どれだけの種類のSNSがあるのかお答え願います。

次に、一元管理という視点から、今回どのような対応をしたのか、また、今後に向けた課題などがあればお聞かせ願います。

旭川市では、市民への情報提供について、ホームページやSNSの活用や各メディア等を通じて提供を行っていました。

ただ、今回問題となったのは、停電によりパソコン、テレビは見るできないこと、高齢者などスマホを持っていない人は情報が全く入らないということでした。

6日、市役所の代表にかけて、教育委員会につないでもらおうとしても、教育委員会が入っているビルが停電中で繋がらないという事でした。

停電中だと叔母の家の電話機も使えないことを思い出し、直接家に行き安否を確認してきました。

今回の地震による停電で情報難民となった市民が多くいます。停電復旧が遅かった末広地区などのたくさんの市民から、停電復旧の情報や避難所の情報などが全く分からなかったとのお話を聞いております。

そこでお伺いしますが、今回、パソコンやテレビも見ることができなかった市民に対しての広報の在り方についてお聞かせ願います。

国では平成28年に「情報難民ゼロプロジェクト」を作成し、外国人、高齢者における災害時の情報難民ゼロの実現に向けた取組を行っています。

旭川市においても、災害情報や避難情報を十分に受け取れない高齢者について、情報提供や安否確認を、共助の精神に基づき町内の方々、民生委員などをお願いするなど地域で支え合う体制の構築が必要であると思っておりますが、旭川市の現状と今回の災害時における対応についてお聞かせ願います。

先にSNSなどについてお伺いしましたが、今、スマホ・携帯は情報の入手、伝達には欠かせない手段となっています。しかし、スマホ・携帯も長時間使用すると充電をしなければなりません。

今回停電により、充電に困った人が多くいました。旭川市では本庁舎や防災センターなど4カ所に充電場所を設置したほか、各避難所でも充電に対応しており、数百人とたくさんの方が利用したと聞いています。

これまで例のない対応を迅速に行っていただきたいと思います。旭川市内で早いところでは5時から通電した所もあり、順次、通電した地域の市有施設で充電が出来ればよかったのではないかとと思いますが、いかがお考えでしょうか？

(上下水道部長答弁)

北海道胆振東部地震に伴う停電により、断水の誤情報がSNSで拡散した原因についてでございますが、この地震の影響により、他の自治体で断水が発生していた状況もありましたことから、本市においても同じような状況が発生するのではないかと心配が、背景の一つにあったと考えられます。

断水は、市民生活に大きな支障を来しますことから、その不安感もあって、急激に情報が拡散したものと考えております。

なお、停電が長期化した場合に備え、水道局では、断水の可能性も視野に入れ

ながら、様々なシミュレーションを行い、対応を検討していたのは事実でございますが、誤った情報が拡散した原因を特定することは、難しいと考えております。

次に、誤情報の拡散による水道水の使用量の変化とそれに伴う供給への影響についてでございますが、地震発生の日9月6日早朝は停電の影響により使用が抑えられ、1時間当たりの水使用量が、通常時の7割から8割程度で推移していましたが、午前8時以降、急激に増加し、午前9時から10時にかけての1時間では、通常時の約1.8倍の使用量に達しております。

その後、本市が断水の心配がない旨の情報を発信した以降は、水の使用量も減少し、通常時を下回る状況となりましたことから、給水に大きな影響は生じなかったところでございます。

次に、災害時における的確な情報提供についてでございますが、災害が発生した際には、状況は刻々と変化しますことから、その時々において、状況を正確に把握した上で対応することが必要となります。

その過程において、不正確な情報を発信してしまった場合、市民に大きな混乱を生じさせることとなりますことから、発信する情報の内容やタイミングを考慮し、適切に実施する必要があります。

このため、今回の経験を生かし、関係部局とも連携して、災害時における的確な情報発信の在り方について、検討を進めてまいります。

（総合政策部長答弁）

今回の地震に関わる市民への災害情報の発信につきまして、順次お答え申し上げます。

本市では、現在、フェイスブックが23、ツイッターが6など、35のアカウントでソーシャルメディアを運用し、各分野での情報発信をしています。

今回の災害時の情報発信については、全市的な停電に伴う全庁ネットワークの障害により業務用パソコンから情報発信に関わる作業ができなかったことから、復旧までの間、職員の私用スマートフォンを使用し、情報発信を行いました。最初に、地震発生約1時間後に、防災課が運用する旭川市防災ツイッターで全市的な停電が発生しているとの情報を発信し、午前6時の災害対策本部設置後は、広聴広報課が運用する旭川市役所フェイスブックとツイッターで各部局から収集した災害関連情報を発信しました。その後も市民からの問合せが殺到し、その対応に追われる中で、防災課と広聴広報課がそれぞれ、収集した情報を継続して発信したため、市から市民に対して、一元的に情報発信ができてい

ない状況にありました。

災害時には、市民が正確な情報を迅速に入手できることが何よりも重要でありますことから、この度の経験を踏まえて、災害時における本市の情報発信に関わる役割分担を見直し、今後は庁内外から収集した情報を集約し、一元的に情報発信できるよう努めてまいります。また、災害時における市からの情報発信方法について、広報誌やホームページなどを通じて、広く市民に周知してまいります。

次に、パソコンやテレビで情報を取ることができなかった市民に対しての広報についてであります。今回は、全市的な停電が長時間解消されず、携帯端末やテレビなどでも情報を取ることができない市民が多くいたことから、報道機関への情報提供をはじめ、災害時における緊急放送に関する協定を締結しているFMリバーにおいて、終日、全ての番組を特別番組として、市から発信する災害情報について生放送したところでした。特に、自主避難所の開設と携帯端末の充電対応については、ホームページやSNSでの周知、市内全域での広報車の巡回のほか、各地区市民委員会会長への電話連絡による地域での情報共有の依頼、英語版災害情報のホームページへの掲載などを行ったところでした。また、JR旭川駅では、情報を持ち合わせていない観光客に、旭川空港やJRなどの公共交通機関の情報提供や宿泊の案内なども行ったところでした。

今回は、長時間の停電であり、通電復旧の見通しが立たない中で、多くの市民の皆様が不安を抱えながら過ごされ、また、不確かな情報が拡散するなどの状況がありましたことから、停電時の情報発信の在り方についても、発信する内容や方法、人員体制などについて検討し、対策を講じてまいります。

災害時は、誰もが正確な情報を迅速に入手し、落ち着いて身の安全を確保し、地域で支え合うことが犠牲者や被害を最小限に抑える力となりますことから、水害、地震、停電などあらゆる災害時に対応できる情報発信の方法や体制について、防災安全部をはじめ関係部局と協議し、改善に向けて努めてまいります。

（防災安全部長答弁）

地域で支え合う体制の構築につきましては、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を契機に、本市におきましても、共助の精神に基づき、自主防災組織の結成支援や自主防災組織の防災訓練に取り組んでおります。

また、平成27年8月には、福祉保険部にて避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から名簿情報を提供することについて、対象者に確認書を郵送し、同意、不同意の意向確認を実施しております。

本市では、自主防災組織や地区市民委員会等において避難行動要支援者の避難支援等の体制構築に平常時から取り組んでもらえるよう、旭川市避難行動

要支援者避難支援の手引きを作成し、自主防災組織、まちづくり推進協議会、市民委員会等の集まりのほか、防災講習会や防災研修会などの機会、市民広報紙などでも当該取組みの必要性を説明し、ご理解とご協力をお願いしているところであり、地区市民委員会など6団体に名簿提供し活用に取り組んでおります。今後につきましても、市民の皆さんにご理解とご協力をお願いしてまいります。

今回の平成30年北海道胆振東部地震に伴う停電発生の際には、名簿提供している6団体から、活用した報告は受けておりません。

停電が発生した6日には、携帯電話等の充電に対応した総合庁舎、第2・第3庁舎、総合防災センターのほか開設した避難所には多くの市民が訪れました。

今回6日12時から防災センターで充電施設を開設し、その後、自主避難所で24時間の充電対応をしております。議員ご指摘の停電時における市有施設での充電につきましては、コードリールなどの備蓄品の配置などを含め、市民ニーズに対応できるよう関係部局と前向きに検討して参ります。

平成30年北海道胆振東部地震について

(2回目)

平成30年北海道胆振東部地震についてです。

この度の旭川市の地震は震度4でありましたが、市内の建物に大きな被害は確認されていないとのことです。

耐震性が低いため心配されている総合庁舎も倒壊することなく無事でありました。

総合庁舎については、2012年に、ある社の新聞で「震度3で倒壊も」との記事が掲載され、その中に東大の教授のコメントとして「算定値は信じ難いが、正しいなら震度3～4で倒壊の恐れがある。」とあり、当時、私もこの記事を受けて質問をさせていただきました。

今回の地震が原因かどうかは分かりませんが、議会棟の中2階のトイレの壁にはひびが入りタイルが落ちたとの話も聞いております。今回の地震で庁舎に被害はなかったのでしょうか？

また、先程の新聞記事「震度3で倒壊も」に対する旭川市の見解を改めてお聞かせ願います。

(総務部長答弁)

地震後の庁舎内外の点検や職員等から通報を受けたもので申し上げますと、ご質問にありました議会棟男子トイレのタイルブロックの剥離の他、総合庁舎の1階会計課と7階ホールの窓ガラスが割れていることを確認しておりますが、第二庁舎、第三庁舎では目に見える被害は確認されておられません。

次に、「震度3で倒壊も」という新聞記事についてですが、ご質問にありました記事は平成24年2月26日付けで、総合庁舎の耐震診断結果について報じられたものであり、その中で「算定値は信じがたいが、正しいなら震度3から4で倒壊の恐れがある。」との大学教授のコメントが掲載されたものであります。

平成9年に実施した総合庁舎の耐震診断では、I_s値が0.004と診断された箇所があり、震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高いと診断されておりますが、震度3から4で倒壊するかどうかについては一概に言えないものと認識しております。

しかしながら、総合庁舎の耐震性が著しく不足している現状において、庁舎の安全対策が急務であると認識しているところです。

平成30年北海道胆振東部地震について

(3回目)

私は平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の1年後を視察してきましたが、1月17日であると、北海道は連日氷点下の世界にあります。まさに最悪の状況になると思います。自宅で生活できない市民は、学校の体育館などへ避難することになるでしょうが、停電になっていけば、今の暖房設備では利用できません。

以前、どのような方法をお考えなのかと質問をしましたところ、その当時の総務部長からは、旭川市ではそのようなことは起きないからと言われ、ストーブの準備はしてもらえませんでした。

その後消防の方々と何度か打ち合わせを行い、学校にはステージがあり、その下にストーブや災害用の備品を置くことが出来るはずと提案し、その後熱量が高いのは何かと実験をしていただき、当時はコークスが良いということとなり、特注でコークスのストーブとコークス燃料を配置して頂きました。

現在はコークスが手に入りづらいことなどから、自家発電機と石油ストーブで

暖をとるように変更してきています。

真冬に停電をすると暖をとれない家庭が多く、避難所に避難する人が多くなると思いますが、避難所や資機材は十分なのでしょうか。現在の状況と対策についてお答え願います。

今回の地震を経験し、水やお茶などの備蓄、カセットコンロのカセットボンベ、ラジオや大型の懐中電灯に使う単1や単2の電池、電池などで点火できるポータブルストーブと灯油の準備など、私たち市民それぞれが日頃からの防災対策を真剣に考える必要があると改めて感じています。

最後にお伺いしますが、余震や電力供給の厳しい状況が続くなど、依然として不安な状況が続いていますが、これまでの地震への対応や今後の懸案や課題、得た教訓など、総括的な見解をお聞かせ願います。

(市長答弁)

9月6日に発生した北海道胆振東部地震では41人が亡くなられ、土砂崩れや液状化などによる住家被害のほか、農業や観光など多くの被害が発生いたしました。犠牲となられた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、現在避難されている方々に、お見舞いを申し上げます。

この地震の最大震度は7であり、本市においても震度4を観測しましたが、幸いにも人的被害や住家被害の報告は受けていません。

しかし、過去に例のない、北海道全域の約295万戸が停電し、本市も停電が復旧するまで約38時間を要し、電気の重要さと日頃の備えの大切さを感じました。

この地震と停電では災害対策本部を設置して、本市が初めて経験した市内全域の停電に対応いたしました。停電で受水槽に給水できない高層住宅ではエレベーターも使えず水を取りに降りられずに困っている高齢者が居ることを想定し、対象建物内の住戸、一戸、一戸を職員が回り、安否確認、給水袋の配送、自主避難所への誘導を行いました。また、郊外地域の給水対応、自主避難所の設置と避難者の受入れ、駅舎を利用した旅行者など帰宅困難者の対応、充電場所の提供などを行いました。

現在も商店では一部商品が不足し、また最大規模の発電所の復旧は11月以降とも言われていますが、様々な物流や生産が地震前の状態に戻ることを願うばかりです。

今後につきましては、本市の停電への備えを考えなければなりませんし、あら

ゆる災害を想定し対応できる体制づくり、災害対応力の強化に努めてまいります。

市民の皆さんにも、この経験を生かした日頃からの災害への備えと、災害時に地域住民が支え合う仕組み作りを、これまで以上に取り組んでいただけるようお願いして、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進してまいります。

（防災安全部長答弁）

真冬に停電をすると暖をとれない家庭が多く、避難所に避難する人が多くなると思いますが、避難所や資機材は十分なのでしょうか。現在の状況と対策についてお答え願います。

本市の指定避難所につきましては、市内の小中学校などを中心に131か所指定しております。資機材の備蓄につきましては、平成27年12月に策定した備蓄計画に基づき、指定避難所を中心に計画的に備蓄を進めております。備蓄状況でございますが、ストーブなどの暖房対策資機材は、70施設に備蓄し、計画の達成率は100%でございます。また、計画の達成率が100%に達してはおりませんが、投光器などの停電対策資機材を28施設に、毛布や防災マットなどの生活必需品を25施設に、アルファ化米や野菜ジュースなどの食糧品を19施設に備蓄しております。その他、防災センターにおいても、それぞれの資機材を備蓄しております。

(1) 平成という元号が終了することについて

(1回目)

天皇の退位の日程が2019年4月30日に決まり、5月1日から今の「平成」に替わる新しい元号となります。政府は2019年4月1日に新しい元号の公表を想定して準備を進めると発表しました。

ネットのニュースで、東京都大田区では、これまで使っていた和暦に加え、必要に応じて西暦を併記することにしました。さまざまな書類で元号の表記を改める必要があり、戸籍や住民票、それに健康保険などの申請書に限っても、53種類のうち46種類で書式の変更が必要だということです。さらに、住民基本台帳ネットワークなど各種のシステムで、改元に対応する改修が必要で、大田区は、一連の費用としておよそ6000万円を今年度の予算に計上し、対応に万全を期したいとしています。これを見て旭川市はどうするのか?と思ひ質問させていただきます。

まず初めに、本市の公文書における年の表記はどのような取扱いになっているのかお答え願います。

また、国や道、他の自治体では、どのように表記しているのか、把握していればお答え願います。

(総務部長答弁)

本市では、統計的資料やパンフレットなど、市民向けの刊行物等につきましては、和暦と西暦を併用しておりますが、一般の公文書には通例として和暦のみを表示しているところであります。

公文書における年の表記に係る法令上の取扱いにつきましては、国や地方公共団体等の公的機関が元号を使用すべき憲法上の義務及び元号の使用を強制する法令は存在しないとされており、従来から和暦の使用が慣行とされております。

北海道におきましては、法規文書、令達文書、公示文書、表彰文等を除き、西暦を併記することができるとされております。

また、平成29年に金沢市が中核市を対象に、公用文における元号の表記に係る調査を実施したところ、回答のあった市のうち39市が和暦表示、8市が文書により和暦と西暦を使い分け、残り1市が明確な規定を設けていないとの結果が示され、西暦表記若しくは和暦と西暦を併記している自治体はありませんでした。

和暦と西暦を併記している自治体としては、札幌市が、公文書をより市民に分かりやすくするため、平成16年から文書の発信年月日について、原則として和暦に西暦を併記しております。

(1) 平成という元号が終了することについて

(2回目)

平成という元号が終了することについての2回目の質問をさせていただきます。

元号と西暦の表記の問題は奥が深く、「西暦は基督教の暦なので、政教分離原則に照らしても公用文での使用は控えるべき」という弁護士や、「しんぶん赤旗」は、昭和天皇が死去した1989年1月7日以降は、西暦で表記していましたが、元号を使用している読者が増え、西暦を元号に換算するのが不便だとの意見が多く寄せられたため、読者の便宜（べんぎ）を考え、昨年4月1日から28年ぶりに西暦と元号を併記しています。小さな声も拾い上げてくれる新聞社ですね。

和暦表記については、各種計画書などで「平成32年」とか「平成35年」といった実際には存在しない和暦年数が表記されているものがあるほか、これから表記するものも当面の間は存在しない和暦を表記することとなります。また、国際的にも和暦は通用しないので、改元をきっかけに西暦表記に統一するか、または和暦と西暦を併記するなど検討するべきと思いますが、お考えをお聞かせ願います。

(総務部長答弁)

政府は、今年8月に新元号への切替えに関し、公文書への西暦表記を義務付けない方針を示し、表記方法は各自治体の個別の判断に委ねられておりますが、公文書の統一性や分かりやすさを確保することが求められていくものと認識しております。

そのようなことから、今後、国や道、他の自治体の事例等を参考にしながら、西暦表示の必要性など検討してまいります。

動物の飼育について

(1 問目)

今まで、平成24年第2回定例会、平成26年第2定例会と、一般質問で犬のふんの放置についての、対策についてお聞きしましたが、旭川市として、どのような対策を行っているのか、また新たな施策を行っているのかお答え願います。

ふんの放置については、道路や公園で、いまだうちの近所でも起っていて、町内としても頭を悩ましているのが現状です。

旭川市には旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例がありますが、運用されたことはありますか。

(保健所長答弁)

犬のふんの放置を防ぐ対策についてのお尋ねでございます。

本市では、動物愛護センターにおいて、正しい犬の飼い方など愛護動物の適正な飼養について、市のホームページや市民広報、犬の飼い方教室や譲渡講習などでお知らせしており、犬のふんについても放置することのないよう注意喚起を行っているところです。

また、犬のふんの放置について通報を受けた場合には、現地調査を行い、飼い主が特定できた場合には、飼い主にお会いして、ふんの適切な処理を指導しております。飼い主の特定ができない場合には、町内会へのチラシの配布や周辺地域に注意喚起する掲示などを行っております。

新たな取り組みといたしましては、昨年度から、動物愛護週間におけるイベントの実施を通じて、動物愛護と適正な飼養管理について啓発に取り組んでいるところであり、北海道はじめ、北海道獣医師会上川支部、動物愛護に取り組む市民団体など、関係団体と連携し、本年度は犬のふんの放置についての注意喚起も取り扱う予定となっております。

つぎに、旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例の運用についてでございます。

本条例は、畜犬及び野犬が人畜その他に加害することを防止することを目的に昭和28年に定められ、犬の飼い主が守るべき飼養のルールをはじめ、飼い主が同伴しない時に犬をけい留する（つなぎとめておく）際の規則や野犬を捕獲収容することなどを定めているものであります。

本条例では、犬のふんを放置することなども禁じており、違反を認めている者に対し改善の指導を行うとともに、指導に従わない者に対して罰則の規定も設けているものでありますが、現在までの運用に際しまして、罰則を適用するに至った事例はございません。

動物の飼育について

(2 問目)

どこの犬がふんをしたのかということ特定するのは難しいことだと思います。今の条例では、犬のふんの放置で即罰金というのは難しく、違反行為について市に改善措置を命じられたにもかかわらず、その命令に従わない者に罰則が規定されておりますので、改善措置命令違反を警察へ告発、警察が受理、捜査、立件、送検、検察が捜査、起訴、裁判、判決、罰金刑執行という流れとなり、刑の執行まで何日かかるのかということとなります。

例えば泉佐野市の環境美化推進条例や路上喫煙禁止条例では、すぐに過料を取れるような制度になっています。旭川市も同じようにしてはどうかと思います。現在ある旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例は昭和28年に制定され、何度か改正しております。是非時代に合ったものに改正し、抑止力をもたせ、ほかの市民の方の力も借りられるようなものにしてほしいと思いますが如何ですか。

(保健所長答弁)

旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例における、犬のふんを放置している違反者に対する過料規定についてのお尋ねでございます。

犬のふんの放置事案に関する苦情は、平成25年から29年までの過去5年間に合計で12件ありましたが、違反を疑われる者が事案を認め指導改善できた件数は5件、聞き取り調査をしても違反を疑われる本人が事案を認めない場合や違反対象者を特定できない場合が7件となっており、議員ご指摘の通り、苦情事案の指導改善を図ることは容易ではないと認識しております。

こうしたことから、本市といたしましては、泉佐野市の事例をはじめ、他自治体の効果的な取り組みなども研究しながら、犬のふんの放置事案の減少に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

大雨の被害について

(1回目)

今年の7月2日から3日にかけての大雨により、忠和地区や新星町周辺地区において浸水被害が発生しました。

この浸水被害について、土木部と水道局にそれぞれお伺いたします。

まず、土木部にお聞き致します。

土木部は、新星町周辺地区の内水排除を実施したものと聞いておりますが、この地区における浸水被害の状況とそれに対応するための排水ポンプの設置状況などについてお答え願います。

土木部では、市内のほかの地区においても内水排除を行ったものと思っておりますが、市内全域で何カ所の対応を行ったのか、今回と2年前の平成28年8月の台風の時とを比較してお答え下さい。

また、昨年購入した排水ポンプ車は今回の対応で使用されたのか、使用されたのであればどこに配備されたのかも併せてお答え下さい

次に水道局にお聞き致します。

水道局は、忠和地区内での内水排除を実施しているとのことですが、忠和体育館周辺での浸水被害の状況とその対応状況について、併せて水道局が市内各所で対応した内水排除の実施状況についてもお答え願います。

(土木部長答弁)

まず、はじめに本年7月3日の大雨による新星町周辺での浸水範囲についてですが、今回の大雨では、新星町4丁目、永山11・12条1丁目の全域及び新星町3丁目、永山10条1丁目、永山11から13条2丁目までの一部の区域で道路の冠水及び住宅の浸水被害が発生したところでございます。

また、平成28年は、第2新星樋門の周辺で一部の道路が冠水したところでございます。

次に、第2新星樋門における排水ポンプの設置状況につきましては、今回の大雨では、常設ポンプ2台のほか、国から借り受けた排水ポンプ車1台、リース会社から調達した大型排水ポンプ4台、同じくリース会社から調達した排水ポンプ10台の、合計で毎分220tの排水ポンプを設置し内水排除を実施いたしました。

また、平成28年は、今回よりも19t少ない合計排水量毎分201tの排水ポンプを設置して対応したところでございます。

次に、土木部が対応した内水排除の箇所数についてですが、今回の大雨では、第2新星樋門、大町樋門、近文樋門、栄川樋門、参宮樋門の5カ所で

総排水量で毎分334tの排水ポンプで内水排除対応を行っております。
平成28年は、第2新星樋門、大町樋門、近文樋門の3カ所で総排水量で毎分275tの排水ポンプで内水排除対応を行っております。
また、昨年購入した排水ポンプ車につきましては、今回、大町樋門に配備し内水排除を実施したところでございます。

(上下水道部長答弁)

はじめに、本年7月3日の大雨による、忠和体育館周辺での浸水被害の状況についてでございますが、当該地区の広い範囲が冠水し、床上浸水が10戸、床下浸水が58戸発生するなど大きな被害が発生しております。

また、その対応状況でございますが、水道局では市内各所で同時に内水排除に対応している状況の中で、浸水の影響により忠和ポンプピットでの資機材設置が困難な状況でありましたことから、リースによる排水ポンプ14台を順次設置するなどの対応を行ったところでございます。

次に、水道局が市内各所で対応した内水排除の実施状況についてでございますが、神居第2樋門、神居第3樋門、神居第4樋門、忠和ポンプピット、神居左2号排水樋門、見本林樋門、及び豊岡第4排水樋門の7カ所において、内水排除業務の委託業者6社が、水道局の所有する排水ポンプや、大型排水ポンプ車などの資機材を使用して、市街地に降った雨水を河川へ排除する内水排除作業を実施しております。

大雨の被害について

(2回目)

1回目の質問で、7月2日から3日にかけての大雨による新星町周辺地区と忠和体育館周辺、それぞれの地区での浸水被害の状況とその対応、市内各所での内水排除の対応状況についてお聞きしました。

土木部、水道局ともに排水ポンプなどを投入し内水排除にあっていたとの事でした。

しかし、結果的には、新星町では2年前と比較しても被害が大きかったとの答弁でありました。

被害が2年前の台風より大きかった原因についてですが、今年7月の大雨と平成28年8月の大雨とで、雨の量など、降り方にどういう違いがあったのか、お答え願います。

また、新星町周辺地区や忠和体育館周辺において浸水被害が発生した要因につ

いてどう捉えているのか、土木部と水道局、それぞれにお答え下さい。

(土木部長答弁)

2年前の平成28年8月の台風時と本年7月3日の大雨との比較についてであります。

平成28年の台風では、8月20日5時19分の大雨警報発表時点までの累積雨量は17.5mmであり、その後小康状態が続いたあと、午後1時に時間最大雨量47.5mmを記録し、その時点での累積雨量は103mmとなっており、一時的に強い降雨はあったものの、比較的弱い雨が長時間降り続いた状況でありました。

また、今回の雨は7月3日1時21分に大雨警報が発表された時点で、既に累積で42.5mmの降雨があり、その後も途切れることなく7時頃まで強い降雨が継続し、降り始めから7時までの累積で140mmの雨量を記録しており、特に1時から7時までの間に比較的強い雨が切れ目なく降った状況でありました。

次に、第2新樋門周辺で浸水が発生した要因につきましては、今回の大雨では短時間に強い雨が切れ目なく集中して降り、内水の流域にも同様に強い雨が降り続いたことにより流末となる樋門へ大量の水が比較的短時間に集中し、内水排除の能力を超えたものと考えております。

(上下水道部長答弁)

忠和体育館周辺で浸水が発生した原因でございますが、忠和地区は下水処理センターに向かって、本市のほか近隣5町からの生活雑排水等の污水が集まる函渠が埋設されており、今回の大雨では市街地に降った大量の雨が污水管に浸入し、下水処理センターの処理能力を大きく超える量の水が流入したため、忠和地区の中でも特に地盤が低い、忠和3条3丁目においてマンホールから溢水したことが原因と考えております。

污水管に大量の雨水が浸入する原因といたしましては、マンホールや污水柵の蓋の穴、污水管の継ぎ目等からの浸入のほか、住宅のスノーダクトなどからの雨水排水管が誤って污水管に接続されている場合があるなど、様々な要因があると考えておりまして、このことは、分流式下水道を採用している全国の自治体の共通の課題になっていると認識しております。

本市において、このような状況を解消するためには、老朽化の進む約1,580キロメートルに及ぶ污水管の更新を進めていく必要がありますほか、雨水排水管の誤接続解消には建物所有者等の協力が不可欠であるなど、解消には相当の費用と時間を要することが見込まれますことから、今回のような大雨が

降った場合には、今後も当面は、忠和地区において同様の溢水が発生する可能性があるものと考えております。

大雨の被害について

(3回目)

今年の7月の大雨による浸水被害の要因として、短時間に強い雨が降り続いたとの答弁がありました。このような雨の降り方は、近年、異常気象が続いている状況の中では、今後も繰り返し発生すると考えられます。しがたって、これまで以上に大雨・浸水災害への対策が重要になってきています。

そこで、まず土木部にお聞き致します。

今回の対応をとおして、土木部としての課題としてどのような事があげられるのか。また、その課題について、今後どのように対策を講じていくのかをお答え願います。

次に水道局にお聞き致します。

水道局からは、汚水管への雨水の侵入対策が難しいということから、今後も忠和地区においては、マンホールから溢水が発生する可能性があるという答弁がありました。

そうであれば、あふれた水を、例えば忠和公園の駐車場に地下貯留施設を建設して、一時的に雨水を貯めるなど、忠和地区の市民の方々が、今後、大雨が降った時でも、安心して暮らせるよう対策を講じるべきと考えますが如何ですか。水道局における今後の対策について、お考えをお聞かせ下さい。

(土木部長答弁)

大雨時の内水排除対応における課題でございますが、近年はゲリラ豪雨や長期的な大雨などにより、石狩川をはじめとした1級河川では樋門閉鎖水位付近まで上昇する頻度が増え、これに伴い内水排除の実施頻度も増加するものと考えられます。

今回の内水排除対応では、開発局からポンプ車2台を借り受けし、他にもリース会社から20台の排水ポンプを調達し対応しましたが、広域的な降雨があった場合には、開発局のポンプ車をはじめ、リースポンプを必要台数確保することが難しくなる場合も考えられます。

こうした状況を踏まえ、リースポンプが確保出来るまでの初動対応の強化を図るため、状況に応じて第2新星樋門において、今年度末に納入されるポンプ車を来年度から配備するとともに、開発局が保有するポンプ車の増車要望や、リ

一ス会社の保有する排水ポンプの在庫状況を適時把握していかなければならないと考えております。

また、今後の内水排除対応を鑑みて、排水ポンプをリースで確保することと、初動対応を強化するために排水ポンプ車を購入することの比較検討も必要であると考えております。

しかしながら、内水排除は雨の降り方によっては、大変難しい対応になり、場合によっては限界も念頭に速やかな土のうの設置などの対応方法についても検討していかなければならないと考えております。

（上下水道部長答弁）

忠和地区における今後の浸水対策についてでございますが、先ほども申し上げましたが、マンホールからの溢水の原因となった污水管への雨水などの浸入水を減らすため、老朽化した管の更新により、污水管の継ぎ目からの浸入水を防止するほか、排水管の誤接続等の実態調査を行うことにより、効果的な対策の実施に向け検討を 行ってまいります。

また、住宅からの排水管などの誤接続解消につきましては、旭川建築協会や北海道建築士会旭川支部のほか、北海道建築士事務所協会、北海道宅地建物取引業協会旭川支部及び旭川市管工事業協同組合への協力依頼を実施しましたほか、先日、市民広報誌による市民への周知も行ったところでございます。

また、議員がご指摘の大規模な地下貯留施設等の建設につきましては、建設に莫大な費用がかかるほか、国の補助制度もないなど、実施に向けては多くの課題がありますが、有効な対策の一つでありますことから、国や北海道と協議するなど、その実施の可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、今回の忠和地区の被害の状況をしっかり検証し、地域の方々との連携により、速やかに土のう設置が可能となる手法の検討のほか、新たな常設ポンプ施設の設置など、早期に実施可能な対策を進めますとともに、污水管への雨水浸入対策につきましても着実に取組を進めていくことで、災害の防止・軽減につなげるよう対応してまいります。

旭川市子ども総合相談センターについて

(1回目)

平成28年4月に開設し、今年で3年目ということになりますが、開設時の資料を見ますと、教育委員会が所管しているものも含めて関連業務を集約し、「子ども・家庭等に対する相談支援機能」、「教職員・保育士等に対する研修機能」、「地域における支援体制の構築」の3つの機能を持つこととしております。子ども・子育て支援施策を推進するためには、保育所、幼稚園、小中学校、医療機関、民生児童委員など、多くの関係機関等と連携し、お互いの強みを活かし、あるいは補完し合いながら子どもや保護者に関わっていくことが必要であり、センターは、それらの関係機関等にとっても、各種相談業務の隙間をカバーすることや、関係機関等の調整など、大きな期待を背負いながらの開設であったとお聴きしております。

開設後、段階的に機能の充実を図ってきたものと思いますが、まず、3つの機能ごとに、充実に向けた取組内容についてお聞かせください。

また、それらの取組内容のうち、関係機関等からの意見を踏まえて対応したものがあればお聞かせください。

(子育て支援部長答弁)

子ども総合相談センターの3つの機能の充実についてでございますが、1つ目の相談支援機能につきましては、家庭児童相談におきまして、平成29年度から北海道との人事交流により、児童相談所との密接な連携を行うことで、児童虐待への対応の向上を図っているところであり、また、発達支援相談におきましては、子どもの発達に不安を抱える保護者の支援を行う親子教室について、実施グループ数や対象の拡充を図っております。

2つ目の研修機能につきましては、教職員のほか、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所、市民向けなど対象を広げながら、研修機会の増加を図っております。

3つ目の地域における支援体制につきましては、平成29年度に地域子育て支援センターを1か所増設し、合計10か所において実施しているほか、子ども総合相談センターのプレイルームを育児サークルや子育てサロンに開放するなど、身近な地域における親子の交流や育児相談の場の拡大に努めております。また、関係機関等からの意見への対応といたしましては、産科医療機関・助産所からの意見を踏まえ、産後の育児不安の解消のため、本年8月から産後ケアを開始したほか、子育てサロンの運営者の方々の意見を踏まえ、サロンの運営支援を拡充しているところでございます。

旭川市子ども総合相談センターについて

(2回目)

先ほど、段階的に機能の充実を図ってきたことについて御答弁をいただきました。

開設後、3年目であり、恒常的に、関係機関等との連携を図りながら対応されていることと思いますので、開設後の状況についてどのように評価をされているのか、子ども及び保護者からの視点と、関係機関等からの視点で、それぞれお聞かせください。

子ども及び子育てに係る施策に関する事項を調査審議させるため、旭川市子ども・子育て審議会を設置しております。幅広い関係機関が委員として名前を連ねておりますが、センターの評価や機能の充実について、この審議会がどのような役割を担っているのかお聞かせください。

(子育て支援部長答弁)

子ども総合相談センターの評価についてでございます。

子ども及び保護者からの視点における評価につきましては、児童家庭相談事業における家庭相談とスクールソーシャルワーカーの合計の相談件数では、開設前の平成27年度の3,805件に対し、平成29年度は4,193件であり、また、発達支援相談事業における相談件数は、就学児、未就学児の合計で平成27年度の1,242件に対し、平成29年度は1,386件と増加しており、子どもや子育てに関する相談機関として果たす役割は大きくなっております。

一方、子どもからの相談専用ダイヤルでの相談につきましては、平成28年度・平成29年度ともに20件程度であり、より一層周知を図る必要があるものと認識しております。

また、関係機関等からの視点における評価として整理したものはございませんが、子ども・子育てに関わる関係者への研修につきましては、平成27年度の参加者が372人に対し、平成29年度は908人と多くの方に参加いただいております。また、神経発達専門医と小児科開業医の有志とで、センターによる勉強会を行うなど、医療と行政との連携にも努めているところでございます。

子ども・子育て審議会につきましては、センターの設置に向けた検討段階だけではなく、開設後におきましてもその運用や活動について説明を行い、また、委員の求めに応じ、適宜、センターの役割や機能に基づいた現状と課題の提示

を行うなど、センターの充実に向けて御意見をいただいているところであります。

旭川市子ども総合相談センターについて

(3回目)

少子高齢化及び人口減少の進行等により、町内会活動をはじめ、地域活動の担い手の確保が課題として顕在化しています。

このことは、子どもが地域との関わりの中で育っていく環境にも影響を生じるものであり、今後、地域との関わりをどのように考え、取組を講じていくのか、将来を見据えた検討が必要であると考えます。

また、児童相談所の設置についても検討を進められているかと思えます。時には法的に介入せざるを得ない状況もありますが、そのような状況に至る前に、子どもや保護者を支えていくことがセンターの役割ではないかと考えます。

将来を見据え、あるいは、あらたな権限を持つことも想定した中で、本市は、関係機関等を含めた子ども・子育て支援体制をどのように構築しようとしているのか、その中で、センターは、どのような方向で事業展開を図っていこうとしているのかお聞かせください。

(子育て支援部長答弁)

子ども総合相談センターの支援体制につきましては、これまでも、児童虐待の通報や相談、養育に不安のある家庭の養護相談など、適宜、児童相談所と役割分担を行いながら、保育所、学校、医療機関などの関係機関、地域の民生・児童委員と情報共有を図り、必要に応じて、ケース検討会議を開催し、子育て支援サービスや育児支援につなげたり、あるいは、関係機関との連携による見守り支援を行っております。

また、発達支援相談におきましても、必要な場合においては、保育所、学校、医療機関と情報の共有、連携を図りながら、相談支援を行っております。

しかしながら、児童虐待等に関わる相談や発達支援相談が増加傾向にある中で、児童虐待の予防、早期の対応、子どもの発達に不安を抱える保護者等への早期の支援に向けては、関係機関との一層の連携が必要であり、児童相談所の設置の可否にかかわらず、センターの調整機関としての役割もさらに高まっていくものと認識しております。

こうしたことから、今後の方向性につきましては、平成32年度(2020年度)を始期とする次期子ども・子育てプランの策定に向けた準備作業にとりかかるところであり、地域との関わりを考慮した子ども・子育て支援体制の構築

や事業展開につきましては、子ども・子育て審議会における議論も踏まえながら、子育て支援施策全体におけるセンターの位置付けや機能、果たすべき役割について検討してまいりたいと考えております。